

今月の取り組み

「春の交通安全県民総ぐるみ運動」(4月6日(月)~15日(水))
「交通事故死ゼロを目指す日」4月10日(金)
一人一人の心がけで交通事故を防止しましょう。
運動の概要など詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。



おおさき暮らし応援事業
ギフトカードを再配送します

次の人を対象に、5,000円分のプリペイド型ギフトカード(Visaギフトカード)を再配送します。
対象 2月28日までに「みやぎポイント」を取得しなかった人で、3月1日時点で本市に住居登録があり、1度目の配送(3月中旬~4月上旬)でギフトカードの受領ができなかった人
送付時期 5月上旬(予定)
送付方法 3月1日時点の住所へ、ゆうパック(対面配達)で送付
※送付先の変更が必要な人は、郵便局に転居届を提出してください。
※再配送分も受領されず返送された場合、辞退とみなすことがあります。
問 おおさき暮らし応援事業サポート窓口(産業商工課内) ☎23-7091

令和8年度学校給食費

国の交付金などの活用および市の負担により、令和8年度の給食費を次のとおりとします。
詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。
給食費
①小学生の保護者負担は原則無償
②中学生の保護者負担は令和7年度と同額(納付方法などは4月に各学校を通じてお知らせ)
問 教育総務課学校給食担当 ☎23-2211



自転車の違反に青切符が導入されます

4月1日(水)から、自転車の交通違反に交通反則通告制度(「青切符」制度)が導入されます。
16歳以上の自転車運転者の交通違反に対して青切符が交付され、反則金が科されます。
詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。
問 防災安全課交通反則担当 ☎23-5144



学生納付特例の手続きを忘れずにしましょう

国民年金保険料の納付が困難な学生は、申請により納付が猶予されます。保険年金課、各総合支所市民福祉課、または古川年金事務所での手続きをしてください。古川年金事務所では、郵送による提出も受け付けています。
令和7年度に猶予され、令和8年度も在学予定の人には、日本年金機構から申請書が送付されます。必要事項を明記して、4月中に返送してください。在学している学校に変更がある人や申請書が届かない人は、在学証明書(原本)や学生証の写しを持参して、再度手続きをしてください。
手続きが遅れると、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったときに、障害年金を受給できない場合があります。
問 古川年金事務所 ☎23-1200
保険年金課年金担当 ☎23-6051
各総合支所市民福祉課

住民異動に関する届け出の臨時日曜窓口

年度の切り替わりである4月は窓口の混雑が予想されるため、次の日程で日曜窓口を臨時開庁します。
日時 4月5日(日) 8時45分~16時
場所 市民課(市役所本庁舎1階)、松山・岩出山・田尻総合支所市民福祉課
受付内容 住民異動(転入・転出・転居など)に関する届け出
※マイナンバーカードの申請・受け取り・暗証番号のロック解除および再設定は対象外となります。
問 市民課住民異動担当 ☎23-6079

学生用国民健康保険の手続きを忘れずにしましょう

国民健康保険加入者が、大学などへの就学のため市外に転出する場合、学生用の資格確認書または資格情報のお知らせ(以下、資格確認書など)の交付手続きが必要です。
また、市から学生用の資格確認書などを交付されていた人が、卒業や他の保険に加入した場合、返却の手続きが必要です。
場所 保険年金課(市役所本庁舎1階)、各総合支所市民福祉課
持ち物 国民健康保険資格確認書など、手続きする人の本人確認書類(運転免許証など)、委任状(別世帯の人が手続きする場合)、在学証明書または合格通知(学生用資格確認書などの交付手続きの場合)、卒業年月日の分かる書類または次に加入する社会保険の資格確認書など(返却する場合)
問 保険年金課医療保険担当 ☎23-6051



大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います

対象施設 ①カワチ薬品 古川店②駅前商業施設 ドラッグストアモリ
期間 ①5月13日(水)まで②5月22日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分~17時15分
場所 産業商工課(市役所本庁舎3階北側)
届出内容 ①大規模小売店舗の名称、代表者の氏名②大規模小売店舗の名称および所在地
問 産業商工課商業振興担当 ☎23-7091

固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
他の土地や家屋の価格と比較して、所有する土地や家屋の価格が適正かどうかを確認することができます。
対象 土地・家屋の固定資産税の納税者
■固定資産課税台帳の閲覧
本人の資産に対する記載部分(借地人・借家人などは、その使用または収益の対象となる部分のみ)を確認することができます。
対象 固定資産税の納税義務者・所有者および借地人・借家人などの有償契約者
■共通事項
期間 4月1日(水)~6月1日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
場所 税務課(市役所本庁舎2階南側)、各総合支所市民福祉課
持ち物 本人確認書類(運転免許証など)、委任状(代理人や法人が申請する場合)、賃貸借契約書(借地人・借家人が申請する場合)
問 税務課土地担当・家屋担当 ☎23-2148(3月31日まで) ☎88-0310(4月1日(水)から)

配偶者・パートナーからの暴力(DV)相談・支援

専門相談員が電話相談、個別の面接相談を行っています。秘密は守られますので、安心して相談してください。
期間 月~金曜日 9時~17時
場所 子育て支援課(市役所本庁舎2階北側)
問 子育て支援課子ども家庭相談担当 ☎23-6048

障がい者が利用する軽自動車税・自動車税(種別割)の減免制度

一人につき、対象となる車両1台の軽自動車税(種別割)または自動車税(種別割)を減免します。詳しくは市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。
■軽自動車税(種別割)の減免
申込期間 5月8日(金)~6月2日(水)
申込先 税務課(市役所本庁舎2階南側、989-6188 古川七日町1-1)、各総合支所市民福祉課
申込 申込先窓口に備え付け、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書、車検証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)、手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれか)、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類(運転免許証など)を持参、または郵送して申し込み
※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送しています。
■自動車税(種別割)の減免
詳しくは、県北部県税事務所に問い合わせください。
問 税務課市民税担当 ☎23-2148
県北部県税事務所 ☎91-0705

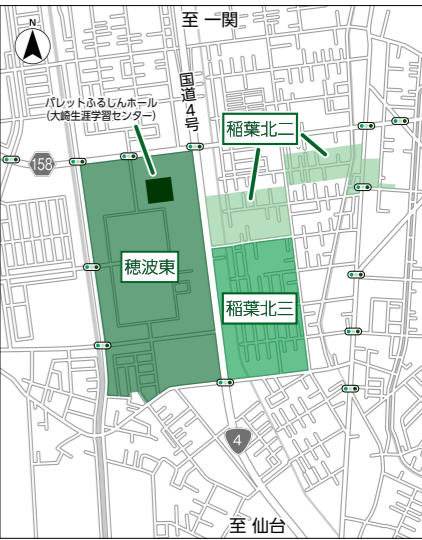


4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

同意のない性的な行為は性暴力であり、絶対に許されない人権侵害です。近年では、特に10・20代の被害が増えています。被害に悩んでいる人は、ためらわずに相談してください。
相談先 電話番号
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府) ☎#8891
性犯罪被害相談電話(警察) ☎#8103
性暴力被害相談支援センター(宮城(けやきホットライン)) ☎0120-556-460
▶性暴力に関するSNS相談キュアタイム(内閣府)
問 各相談先

稲葉北二行政区を3つに分割します

行政区の世帯数増加に伴い、4月1日(水)から古川地域稲葉北二行政区を「稲葉北二行政区」、「稲葉北三行政区」、「穂波東行政区」に分割します。
問 まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎23-5069



自分らしい暮らしを、設計士と賢くデザイン 10の約束 高勝の家 0120-878-071

ワンちゃんホテル (室内犬小・中型) ワンちゃんのお宿 ゆうの森 0229-23-0098

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします アパマンショップ古川駅前店 株式会社古川土地 0229-23-8484